

豊橋市自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、法令の定めるところによるほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第58条第1項に基づく自立支援医療費の支給認定（以下「支給認定」という。）の事務手続等について定めることにより、支給認定の適正な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 受診者 指定自立支援医療を実際に受ける者をいう。
- （2） 受給者 自立支援医療費の支給を受ける者をいう。
- （3） 申請者 自立支援医療費の支給認定を申請しようとする者をいう。
- （4） 支給認定世帯 自立支援医療費の支給に際し支給認定に用いる世帯をいう。
- （5） 市町村民税世帯非課税世帯 受診者の属する世帯の世帯員が自立支援医療を受ける日の属する年度（自立支援医療を受ける日の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である世帯をいう。
- （6） 育成医療 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第1条の2第1号に規定する育成医療をいう。
- （7） 指定自立支援医療機関 法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関をいう。
- （8） 高額治療継続者 令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者をいう。
- （9） 合計所得金額 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。
- （10） 公的年金等の収入金額 所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1

号に規定する公的年金等の収入金額をいう。

(対象者等)

第3条 自立支援医療費の支給の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。

2 自立支援医療費の支給の対象となる障害は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の17に規定する障害とする。ただし、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法、心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法及び肝臓機能障害に対する肝臓移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても自立支援医療費の支給の対象とするものとする。

3 自立支援医療費の支給の対象となる育成医療の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術、その他の治療及び施術
- (4) 居宅における療養上の管理、その治療に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院、その療養に伴う世話その他の看護
- (6) 移送（医療保険により給付を受けることができない者の移送に限る。）

(支給認定の申請)

第4条 申請者は、自立支援医療費支給認定申請書（豊橋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年豊橋市規則第34号。以下「細則」という。）様式第20号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付の上、豊橋市保健所長（以下「保健所長」という。）に申請するものとする。

- (1) 指定自立支援医療機関において育成医療を主として担当する医師の作成する自立支援医療（育成医療）意見書（細則様式第21号。以下「医師の意見書」という。）
- (2) 受診者及び受診者と同一の世帯に属する者の名前が記載されている被保険者証、被扶養者証、組合員証その他の医療保険の加入関係を示すもの（以下「被保険者証等」という。）の写し

(3) 受診者の属する世帯の所得の状況等が確認できる資料であって次に掲げるものの

ア 市町村民税の課税状況が確認できる資料

イ 被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）又は支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等自立支援法」という。）第14条に規定する支援給付をいう。以下同じ。）を受けている者であることが確認できる資料

ウ 受給者に係る収入の状況が確認できる資料（市町村民税世帯非課税世帯に限る。）

(4) その他保健所長が必要と認める書類

(支給認定等)

第5条 保健所長は、支給認定をしたときは、自己負担上限額管理票（以下「管理票」という。）を添付の上、自立支援医療受給者証（細則様式第24号。以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 保健所長は、支給認定をしないこととするときは、却下決定通知書（細則様式第25）を申請者に交付するものとする。

3 自立支援医療費の支給の範囲は、受給者証に記載されている医療に限られるものとする。

4 受給者証の有効期間は、3か月以内とするものとする。ただし、保健所長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

5 同一の受診者に対し、当該受診者が育成医療を受ける指定自立支援医療機関の指定は、1か所とするものとする。ただし、保健所長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

6 受給者証を毀損又は紛失した場合、受給者は、自立支援医療受給者証再交付申請書（細則様式第27号）により保健所長に申請するものとする。

7 受診者が死亡した場合又は身体の状態から育成医療を受ける必要がなくなった場合、保健所長は、自立支援医療支給認定取消通知書（細則様式第28）により通知するとともに、受給者証を速やかに保健所長に返還させるものとする。

(所得区分)

第6条 育成医療に係る負担上限月額、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第7項に規定する一定所得以上である場合は、自立支援

医療費の支給対象外とするものとする。

- (1) 生活保護 0円
- (2) 低所得1 2,500円
- (3) 低所得2 5,000円
- (4) 中間所得層 次項に規定する額

2 前項第4号に規定する中間所得層については、受診者が高額治療継続者に該当する場合には、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める負担上限月額とするものとする。

- (1) 中間所得層1 5,000円
- (2) 中間所得層2 10,000円

3 第1項第1号に規定する生活保護の対象は、受診者の属する世帯が生活保護法による生活保護受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）又は中国残留邦人等自立支援法による支援給付世帯（以下「支援給付世帯」という。）である場合であるものとする。

4 第1項第2号に規定する低所得1の対象は、受診者の属する世帯が市町村民税世帯非課税世帯であって、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が80万9千円以下である場合（第1項第1号に該当する場合を除く。）であるものとする。

- (1) 地方税法上の合計所得金額（0円を下回る場合は、0円とする。）
- (2) 所得税法上の公的年金等の収入金額
- (3) 施行規則第28条各号に掲げる各給付の合計金額

5 第1項第3号に規定する低所得2の対象は、受診者の属する世帯に属する者の市町村民税額の均等割及び所得割が非課税である場合（第1項第1号及び第2号に該当する場合を除く。）であるものとする。

6 第1項第4号に規定する中間所得層の対象は、受診者の属する世帯に属する者の市町村民税額の所得割の合計が23万5千円未満の場合（第1項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）であるものとする。

なお、「所得割」の額を算定する場合には、次によることとする。

- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。（以下「扶養親族」という。））及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶

養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

・ 地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

7 一定所得以上の対象は、受診者の属する世帯に属する者の市町村民税額の所得割の合計が23万5千円以上の場合であるものとする。

8 第2項第1号に規定する中間所得層1の対象は、第1項第4号に規定する中間所得層の対象のうち、受診者が高額治療継続者に該当し、かつ、受診者の属する世帯に属する者の市町村民税額の所得割の合計が3万3千円未満である場合であるものとする。

9 第2項第2号に規定する中間所得層2の対象は、第1項第4号に規定する中間所得層の対象のうち、受診者が高額治療継続者に該当し、かつ、受診者の属する世帯に属する者の市町村民税額の所得割の合計が3万3千円以上23万5千円未満の場合であるものとする。

（支給認定世帯）

第7条 支給認定世帯については、第8項に規定する場合を除き、受診者と同じ医療保険に加入する者をもって、生計を一にする世帯として取り扱うものとする。

2 支給認定世帯については、家族の実際の居住形態及び税制面での取扱いにかかわらず、第8項に規定する場合を除き、医療保険の加入関係が異なる場合には別の支給認定世帯として取り扱うものとする。

3 保健所長は、申請者から支給認定の申請を受理した場合には、申請書のほか、次に掲げる書類を提出させるものとする。

（1） 受給者の氏名が被保険者本人又は被扶養者として記載されている被保険者証等の写し（受診者が18歳未満である場合にあっては、受給者のものに加えて受診者の氏名が記載されている被保険者証等の写しを含む。）

（2） 受診者の属する世帯に属する他の者の氏名が記載された被保険者証等の写し

4 受診者が国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者である場合については、申請者の提示した被保険者証等の写しが世帯全員のものかどうかにつき、申請者に住民票を提出させる等の方法によって確認を行うものとする。

- 5 市町村民税世帯非課税世帯及び市町村民税額の所得割の世帯における合計額については、受診者の属する世帯の世帯員が自立支援医療を受ける日の属する年度（自立支援医療を受ける日の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度）の課税状況を基準として判断するものとする。
- 6 受診者及びその配偶者が市町村民税非課税であり、これ以外に同一の世帯に属する者が市町村民税課税である場合に限り、受診者と同一の世帯に属する親、兄弟及び子どもが、税制及び医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないこととした場合は、受給者の申請により、受診者及びその配偶者を別の世帯に属するものとみなすことができる。
- 7 前項の規定による申請があった場合については、保健所長は、申請書のほか、同一の世帯に属する者の市町村民税に係る税情報の記載された書面又は書面の写し及び被保険者証の写しの提出を求めることができる。
- 8 受診者が18歳未満の場合については、受診者及び受給者が同一の医療保険に加入していない場合であっても、受診者及び受給者を同一の世帯とみなすものとする。
- 9 加入している医療保険が変更となった場合その他の支給認定世帯の状況に変化があった場合は、自立支援医療受給者証等記載事項変更届（細則様式第26号。以下「変更届」という。）に、新たな被保険者証の写し等必要な書面を添付の上、速やかに保健所長に届け出るものとする。

（支給認定の変更）

第8条 受給者は、申請書及び受給者証の記載事項について、負担上限月額及び指定自立支援医療機関の変更がある場合にあっては変更の生じた理由を証明する書類及び受給者証を添付の上、変更のあった事項を記載した申請書を、その他の変更がある場合にあっては変更届を保健所長に提出するものとする。

- 2 保健所長は、前項の規定により所得区分の変更の必要があると判断した場合は、変更することを決定した日の属する月の翌月の初日から新たな所得区分に変更するものとし、同項の規定による申請を行った受給者に対して、新たな所得区分及び負担上限月額を記載した受給者証に管理票を添付の上、交付するものとする。
- 3 保健所長は、第1項の規定により指定自立支援医療機関の変更の必要があると判断した場合は、変更することを決定した日以降より新たな自立支援医療機関に変更するものとし、同項の規定による申請を行った受給者に対して、新たな指定自立支援医療機関を記載した受給者証を交付するものとする。

（育成医療の再認定）

第9条 受給者が、支給認定の有効期間の終了に際し再度の支給認定（以下「再認定」という。）の申請を行う場合は、申請書に再認定の必要性を詳細に記した医師の意見書、被保険者証等の写し、受診者の属する世帯の所得の状況等が確認できる資料及び特定疾病療養受療証（腎臓機能障害に対する人工透析療法の場合に限る。）を添付の上、保健所長に申請するものとする。

2 保健所長は、前項の規定による再認定をする場合は、当該申請を行った受給者に対して更新後の新たな受給者証を交付するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

1（施行期日）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

2（経過措置）

改正後の豊橋市自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱第6条の規定は、令和3年7月分以後の徴収額の徴収について適用し、同年6月分までの徴収額の徴収については、なお従前の例による。

附 則

1（施行期日）

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

2（経過措置）

改正後の第6条の規定は、令和7年7月以後の支給認定に適用するものとし、同年6月までの支給認定については、なお従前の例による。